

第1回智頭町議会定例会会議録

令和7年3月18日開議

1. 議 事 日 程

第 1. 会議録署名議員の指名

第 2. 諸般の報告

第 3. 議案第13号 令和7年度智頭町一般会計予算

第 4. 議案第14号 令和7年度智頭町国民健康保険事業特別会計予算

第 5. 議案第15号 令和7年度智頭町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算

第 6. 議案第16号 令和7年度智頭町公共用地先行取得事業特別会計予算

第 7. 議案第17号 令和7年度智頭町介護保険事業特別会計予算

第 8. 議案第18号 令和7年度智頭町介護保険サービス事業特別会計予算

第 9. 議案第19号 令和7年度智頭町後期高齢者医療特別会計予算

第10. 議案第20号 令和7年度智頭町簡易水道事業会計予算

第11. 議案第21号 令和7年度智頭町公共下水道事業会計予算

第12. 議案第22号 令和7年度智頭町農業集落排水事業会計予算

第13. 議案第23号 令和7年度智頭町水道事業会計予算

第14. 議案第24号 令和7年度智頭町病院事業会計予算

第15. 議案第34号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

第16. 議案第35号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

第17. 議案第36号 特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部改正について

第18. 議案第37号 智頭町職員等の旅費に関する条例の一部改正について

第19. 議案第38号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について

第20. 議案第39号 智頭町定住促進賃貸住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について

第21. 議案第40号 企業職員等の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について

- 第 2 2. 議案第 4 1 号 智頭町副町長の選任について
- 第 2 3. 議案第 4 2 号 智頭町監査委員の選任について
- 第 2 4. 議案第 4 3 号 智頭町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 第 2 5. 議案第 4 4 号 第 4 次智頭町行財政改革プランの改訂について
- 第 2 6. 議案第 4 5 号 公の施設における指定管理者の指定について（智頭町立智頭心和苑及び智頭デイサービスセンター）
- 第 2 7. 議案第 4 6 号 公の施設における指定管理者の指定について（旧塩屋出店及び西河克己映画記念館）
- 第 2 8. 議案第 4 7 号 町道の路線の変更について
- 第 2 9. 議案第 4 8 号 字の区域の変更について
- 第 3 0. 議案第 4 9 号 令和 6 年度智頭町一般会計補正予算（第 9 号）
- 第 3 1. 議案第 5 0 号 智頭町消防団条例の一部改正について
- 第 3 2. 議案第 5 1 号 智頭町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の全部改正について
- 第 3 3. 議案第 5 2 号 智頭町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 第 3 4. 議案第 5 3 号 智頭町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 第 3 5. 陳情について
- 第 3 6. 発議第 1 号 智頭町議会の個人情報保護に関する条例の一部改正について
- 第 3 7. 発議第 2 号 議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について
- 第 3 8. 閉会中の継続調査の申し出

1. 会議に付した事件

- 第 1. 会議録署名議員の指名
- 第 2. 諸般の報告
- 第 3. 議案第 1 3 号 令和 7 年度智頭町一般会計予算
- 第 4. 議案第 1 4 号 令和 7 年度智頭町国民健康保険事業特別会計予算

- 第 5. 議案第 15 号 令和 7 年度智頭町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算
- 第 6. 議案第 16 号 令和 7 年度智頭町公共用地先行取得事業特別会計予算
- 第 7. 議案第 17 号 令和 7 年度智頭町介護保険事業特別会計予算
- 第 8. 議案第 18 号 令和 7 年度智頭町介護保険サービス事業特別会計予算
- 第 9. 議案第 19 号 令和 7 年度智頭町後期高齢者医療特別会計予算
- 第 10. 議案第 20 号 令和 7 年度智頭町簡易水道事業会計予算
- 第 11. 議案第 21 号 令和 7 年度智頭町公共下水道事業会計予算
- 第 12. 議案第 22 号 令和 7 年度智頭町農業集落排水事業会計予算
- 第 13. 議案第 23 号 令和 7 年度智頭町水道事業会計予算
- 第 14. 議案第 24 号 令和 7 年度智頭町病院事業会計予算
- 第 15. 議案第 34 号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 第 16. 議案第 35 号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 第 17. 議案第 36 号 特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部改正について
- 第 18. 議案第 37 号 智頭町職員等の旅費に関する条例の一部改正について
- 第 19. 議案第 38 号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について
- 第 20. 議案第 39 号 智頭町定住促進賃貸住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 第 21. 議案第 40 号 企業職員等の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について
- 第 22. 議案第 41 号 智頭町副町長の選任について
- 第 23. 議案第 42 号 智頭町監査委員の選任について
- 第 24. 議案第 43 号 智頭町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 第 25. 議案第 44 号 第 4 次智頭町行財政改革プランの改訂について
- 第 26. 議案第 45 号 公の施設における指定管理者の指定について（智頭町立智頭心和苑及び智頭デイサービスセンター）
- 第 27. 議案第 46 号 公の施設における指定管理者の指定について（旧塩屋出店及び西河克己映画記念館）

- 第 28. 議案第 47 号 町道の路線の変更について
- 第 29. 議案第 48 号 字の区域の変更について
- 第 30. 議案第 49 号 令和 6 年度智頭町一般会計補正予算（第 9 号）
- 第 31. 議案第 50 号 智頭町消防団条例の一部改正について
- 第 32. 議案第 51 号 智頭町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の全部改正について
- 第 33. 議案第 52 号 智頭町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 第 34. 議案第 53 号 智頭町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 第 35. 陳情について
- 第 36. 発議第 1 号 智頭町議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正について
- 第 37. 発議第 2 号 議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について
- 第 38. 閉会中の継続調査の申し出

1. 会議に出席した議員（11名）

1 番 北 川 貴 将	2 番 仲 井 茎
3 番 西 尾 寿 樹	4 番 岡 田 光 弘
5 番 宮 本 行 雄	6 番 田 中 賢
8 番 波 多 恵理子	9 番 岩 本 富美男
10 番 大河原 昭 洋	11 番 安 道 泰 治
12 番 谷 口 雅 人	

1. 会議に欠席した議員（1名）

7 番 谷 口 翔 馬

1. 会議に出席した説明員（14名）

町	長	金 兒 英 夫
副 町	長	矢 部 整
教 育	長	田 中 靖
病 院 事 業 管 理 者		葉 狩 一 樹
総 務 課	長	國 岡 厚 志
企 画 課	長	迎 山 恵 一
税務住民課長兼水道課長		西 川 公一郎
教 育 課	長	竹 内 学
地 域 整 備 課	長	酒 本 和 昌
山 村 再 生 課	長	山 本 進
地 籍 調 査 課	長	原 田 誠 之
福 祉 課	長	山 本 洋 敬
会 計 課	長	前 田 美由紀
病 院 事 務 部	長	福 安 教 男

1. 会議に出席した事務局職員（2名）

事 務 局 長 福 安 充 子
書 記 山 崎 里 奈

開 会 午後 2時30分

開 会 あ い さ つ

○議長（谷口雅人） ただいまの出席議員は11名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（谷口雅人） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、8番、波多恵理子議員、

9 番、岩本富美男議員を指名します。

日程第 2．諸般の報告

○議長（谷口雅人） 日程第 2、諸般の報告を行います。

お手元に配付のとおり、議員派遣結果報告書及び委員会調査報告書が提出されておりますので、ご報告いたします。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第 3．議案第 13 号から日程第 14．議案第 24 号まで 12 案 一括上程

○議長（谷口雅人） 日程第 3、議案第 13 号 令和 7 年度智頭町一般会計予算から、日程第 14、議案第 24 号 令和 7 年度智頭町病院事業会計予算までの 12 議案を一括して議題とします。

この 12 議案については、3 月 6 日の会議において、予算特別委員会に付託しておりますので、審査の結果について、予算特別委員長の報告を求めます。

11 番、安道泰治議員。

○11 番（安道泰治） 3 月 6 日の本会議において、予算特別委員会に付託された議案について、3 月 6 日、10 日、14 日に委員会を、12 日、13 日に委員会の民生分科会、総務分科会をそれぞれ開き、慎重に審査を行いましたので、その結果について報告いたします。

今期定例会において、付託を受けた、議案第 13 号 令和 7 年度智頭町一般会計予算、議案第 14 号 令和 7 年度智頭町国民健康保険事業特別会計予算、議案第 15 号 令和 7 年度智頭町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算、議案第 16 号 令和 7 年度智頭町公共用地先行取得事業特別会計予算、議案第 17 号 令和 7 年度智頭町介護保険事業特別会計予算、議案第 18 号 令和 7 年度智頭町介護保険サービス事業特別会計予算、議案第 19 号 令和 7 年度智頭町後期高齢者医療特別会計予算及び議案第 20 号 令和 7 年度智頭町簡易水道事業会計予算、議案第 21 号 令和 7 年度智頭町公共下水道事業会計予算、議案第 22 号 令和 7 年度智頭町農業集落排水事業会計予算、議案第 23 号 令和 7 年度智頭町水道事

業会計予算、議案第24号 令和7年度智頭町病院事業会計予算については、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、付帯意見として、次のとおり申し添えます。

人口減少対策については、より積極的に取り組んでいただきたい。その中でも、若者定住に主眼を置いた通学環境の改善等を早急に検討するよう求める。

また、重要な政策決定のプロセスの説明があったとは言い難く、智頭町議会基本条例第7条に定めるとおり、今後の事業執行には十分留意されたい。

以上で報告を終わります。

○議長（谷口雅人） 委員長報告は終わりました。

これから、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

以上で、予算特別委員長報告に対する質疑を終わります。

日程第3、議案第13号 令和7年度智頭町一般会計予算の討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 討論なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長報告は可決です。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

（賛成者起立 10名）

○議長（谷口雅人） 起立多数です。

よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第4、議案第14号 令和7年度智頭町国民健康保険事業特別会計予算の討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 討論なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長報告は可決です。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(賛成者起立 10名)

○議長(谷口雅人) 起立多数です。

よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第5、議案第15号 令和7年度智頭町住宅新築資金等貸付事業特別会計
予算の討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口雅人) 討論なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長報告は可決です。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(賛成者起立 10名)

○議長(谷口雅人) 起立多数です。

よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第6、議案第16号 令和7年度智頭町公共用地先行取得事業特別会計予
算の討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口雅人) 討論なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長報告は可決です。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(賛成者起立 10名)

○議長(谷口雅人) 起立多数です。

よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第7、議案第17号 令和7年度智頭町介護保険事業特別会計予算の討論
を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口雅人) 討論なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長報告は可決です。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(賛成者起立 10名)

○議長(谷口雅人) 起立多数です。

よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第8、議案第18号 令和7年度智頭町介護保険サービス事業特別会計予算の討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口雅人) 討論なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長報告は可決です。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(賛成者起立 10名)

○議長(谷口雅人) 起立多数です。

よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第9、議案第19号 令和7年度智頭町後期高齢者医療特別会計予算の討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口雅人) 討論なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長報告は可決です。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(賛成者起立 10名)

○議長(谷口雅人) 起立多数です。

よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第10、議案第20号 令和7年度智頭町簡易水道事業会計予算の討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（谷口雅人） 討論なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長報告は可決です。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(賛成者起立 10名)

○議長（谷口雅人） 起立多数です。

よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第11、議案第21号 令和7年度智頭町公共下水道事業会計予算の討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（谷口雅人） 討論なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長報告は可決です。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(賛成者起立 10名)

○議長（谷口雅人） 起立多数です。

よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第12、議案第22号 令和7年度智頭町農業集落排水事業会計予算の討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（谷口雅人） 討論なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長報告は可決です。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(賛成者起立 10名)

○議長（谷口雅人） 起立多数です。

よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第13、議案第23号 令和7年度智頭町水道事業会計予算の討論を行い

ます。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口雅人) 討論なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長報告は可決です。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(賛成者起立 10名)

○議長(谷口雅人) 起立多数です。

よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第14、議案第24号 令和7年度智頭町病院事業会計予算の討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口雅人) 討論なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長報告は可決です。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(賛成者起立 10名)

○議長(谷口雅人) 起立多数です。

よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第15、議案第34号から日程第29、議案第48号まで 15案
一括上程

○議長(谷口雅人) 日程第15、議案第34号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてから、日程第29、議案第48号 字の区域の変更についてまでの15議案を一括して議題とします。

日程第15、議案第34号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についての討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口雅人) 討論なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(賛成者起立 10名)

○議長(谷口雅人) 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第16、議案第35号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についての討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口雅人) 討論なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(賛成者起立 10名)

○議長(谷口雅人) 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第17、議案第36号 特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部改正についての討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口雅人) 討論なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(賛成者起立 10名)

○議長(谷口雅人) 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第18、議案第37号 智頭町職員等の旅費に関する条例の一部改正についての討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（谷口雅人） 討論なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

（賛成者起立 １０名）

○議長（谷口雅人） 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第１９、議案第３８号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正
についての討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 討論なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

（賛成者起立 １０名）

○議長（谷口雅人） 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第２０、議案第３９号 智頭町定住促進賃貸住宅の設置及び管理に関する
条例の一部改正についての討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 討論なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

（賛成者起立 １０名）

○議長（谷口雅人） 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第２１、議案第４０号 企業職員等の給与の種類及び基準に関する条例の
一部改正についての討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 討論なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(賛成者起立 10名)

○議長(谷口雅人) 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

休 憩 午後 2時47分

再 開 午後 2時47分

○議長(谷口雅人) 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第22、議案第41号 智頭町副町長の選任についての討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口雅人) 討論なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり同意することに賛成の方は起立をお願いします。

(賛成者起立 10名)

○議長(谷口雅人) 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり同意されました。

暫時休憩します。

休 憩 午後 2時47分

再 開 午後 2時48分

○議長(谷口雅人) 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第23、議案第42号 智頭町監査委員の選任についての討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口雅人) 討論なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり同意することに賛成の方は起立をお願いします。

(賛成者起立 10名)

○議長(谷口雅人) 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり同意されました。

日程第２４、議案第４３号 智頭町固定資産評価審査委員会委員の選任についての討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 討論なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり同意することに賛成の方は起立をお願いします。

（賛成者起立 １０名）

○議長（谷口雅人） 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり同意されました。

日程第２５、議案第４４号 第４次智頭町行財政改革プランの改訂についての討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 討論なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

（賛成者起立 １０名）

○議長（谷口雅人） 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第２６、議案第４５号 公の施設における指定管理者の指定について（智頭町立智頭心和苑及び智頭デイサービスセンター）の討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 討論なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

（賛成者起立 １０名）

○議長（谷口雅人） 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第２７、議案第４６号 公の施設における指定管理者の指定について（旧

塩屋出店及び西河克己映画記念館）の討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 討論なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

（賛成者起立 １０名）

○議長（谷口雅人） 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第２８、議案第４７号 町道の路線の変更についての討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 討論なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

（賛成者起立 １０名）

○議長（谷口雅人） 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第２９、議案第４８号 字の区域の変更についての討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 討論なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

（賛成者起立 １０名）

○議長（谷口雅人） 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第３０．議案第４９号から日程第３４．議案第５３号まで ５案
一括上程

○議長（谷口雅人） 日程第３０、議案第４９号 令和６年度智頭町一般会計補正予算（第９号）から、日程第３４、議案第５３号 智頭町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についてまでの５議案を一括して議題とします。

町長に提案理由の説明を求めます。

金児町長。

○町長（金児英夫） このたび追加提案しました議案について、その概要を説明します。

議案第４９号 令和６年度智頭町一般会計補正予算（第９号）については、住民訴訟に対する訴訟代理委託料に要する経費のほか、土木費の道路維持費では、除雪経費の増額に要する経費を計上しており、２，９５４万円の増額補正となっています。

議案第５０号 智頭町消防団条例の一部改正については、団員定数を３３３人とするものです。

議案第５１号 智頭町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の全部改正については、生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、所要の改正を行うものです。

議案第５２号 智頭町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正及び議案第５３号 智頭町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正については、いずれも子ども・子育て支援法施行規則等の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の改正を行うものです。

以上、追加提案しました議案について説明しました。

詳細については、主管課長をもって説明させますので、よろしく審議いただきますようお願いいたします。

○議長（谷口雅人） 提案理由の説明は終わりました。

これから、日程第３０、議案第４９号から日程第３４、議案第５３号までの５議案の補足説明及び質疑を行います。

質疑は、会議規則第５５条の規定により、一問一答で行います。

なお、発言時間について、会議規則第５６条の規定により、議長において制限

を設けることがあります。ご承知ください。

日程第30、議案第49号 令和6年度智頭町一般会計補正予算（第9号）の補足説明を求めます。

國岡総務課長。

○総務課長（國岡厚志） それでは、補正予算書1ページをご覧ください。

議案第49号 令和6年度智頭町一般会計補正予算（第9号）、歳入歳出の総額に2,954万円を増額し、それぞれ70億6,844万9,000円とするものであります。

まず、歳出についてですが、別に配付しております令和6年度3月補正予算概要（追加）と、補正予算書により説明をさせていただきますので、併せてご覧いただきたいと思います。

なお、町長の提案理由と重複した説明となる場合がありますが、ご了承ください。

総務費の一般管理費では、町有林管理に係る損害賠償請求の住民訴訟が裁判所に提起されたことに伴い、訴訟代理委託料に要する経費を計上しています。

土木費の道路維持費、除雪事業では、2月に入ってからのもので、度々重なる大雪による除雪委託料及び燃料費の増額を計上しています。

歳入につきましては、予算書2ページのとおり、地方交付税をもって措置しております。

以上で説明を終わります。

○議長（谷口雅人） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

日程第31、議案第50号 智頭町消防団条例の一部改正についての補足説明を求めます。

國岡総務課長。

○総務課長（國岡厚志） 議案第50号 智頭町消防団条例の一部改正については、団員の定数を改正するものです。

議案書1ページをご覧ください。併せて、議案説明資料1ページ上段もご覧い

ただきたいと思います。改正内容につきましては、議案書 2 ページをご覧ください。

消防団員が減少傾向にあり、実態に合わせて、第 5 条の団員の定数を 3 3 3 人に改正するものです。

施行期日は、令和 7 年 4 月 1 日からであります。

以上で説明を終わります。

○議長（谷口雅人） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

日程第 3 2、議案第 5 1 号 智頭町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の全部改正についての補足説明を求めます。

西川水道課長。

○税務住民課長兼水道課長（西川公一郎） それでは、議案の 3 ページからをご覧ください。議案説明資料概要につきましては、1 ページの下段でございます。

議案第 5 1 号 智頭町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の全部を改正することについて、地方自治法第 9 6 条第 1 項の規定により、本会議の議決を求めるものでございます。

条例改正の経緯としましては、水道法第 1 2 条第 1 項の規定により、水道事業者は、水道の布設工事を自ら施工し、または他人に施工させる場合においては、布設工事監督者を指名し、または第三者に委嘱して、その工事の施工に関する技術上の監督業務を行わせなければならず、当該水道事業者が地方公共団体である場合にあっては、同法同条第 2 項の規定により、政令で定める資格を参酌して地方公共団体の条例で定める資格を有する者に行わせなければなりません。

同じく、水道法第 1 9 条第 1 項の規定により、水道事業者は、水道の管理について技術上の業務を担当させるため、水道技術管理者 1 人を置かなければならず、当該水道事業者が地方公共団体である場合にあっては、同法同条第 3 項の規定により、政令で定める資格を参酌して、地方公共団体の条例で定める資格を有する者を置かなければなりません。

このたび、生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、水道法施行令及び水道法施行規則に規定される布設工事監督者及び水道技術管理者の資格要件の参酌基準が大幅に改正されたことにより、全部改正を行うものでございます。

概要につきましては、水道整備管理行政に携わる職員数の減少に伴い、布設工事監督者や水道技術者管理者の確保が困難となっていることから、資格要件となる学歴及び学科要件における土木工学科（土木課）以外の課程の追加を行うこと。また、職員数の少ない小規模事業者における技術上の実務経験年数を改めるとともに、資格要件の特例となる水道の範囲が拡大され、簡易水道事業の用に供する水道が含まれたこと。併せて、その他所要の改正を行うものです。

なお、施行期日につきましては、令和7年4月1日です。

以上でございます。

○議長（谷口雅人） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

日程第33、議案第52号 智頭町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についての補足説明を求めます。

竹内教育課長。

○教育課長（竹内 学） それでは、議案書7ページから14ページ、説明資料2ページ上段をご覧ください。

議案第52号 智頭町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてでございます。

次のとおり、智頭町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正することについて、地方自治法第96条第1項の規定により、本議会の議決を求めるものでございます。

理由についてですが、子ども・子育て支援法施行規則等の一部を改正する法律の施行により、連携施設、経過措置について所要の措置を講ずるとともに、保育内容支援及び代替保育に係る連携協力に関する見直し等を行うため、所要の改正を行うものでございます。

概要につきましては、連携経過措置を延長するとともに、連携施設の確保に係る基準を緩和するものでございます。

施行期日は、令和7年4月1日です。

以上で説明を終わります。

○議長（谷口雅人） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

日程第34、議案第53号 智頭町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についての補足説明を求めます。

竹内教育課長。

○教育課長（竹内 学） それでは、議案書15ページから24ページ、説明資料の2ページ下段をご覧ください。

議案第53号 智頭町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についてでございます。

次のとおり、智頭町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正することについて、地方自治法第96条第1項の規定により、本議会の議決を求めるものでございます。

理由としましては、子ども・子育て支援法施行規則等の一部を改正する法律の施行により、連携施設、経過措置について所要の措置を講ずるとともに、保育内容支援及び代替保育に係る連携協力に関する見直し等を行うため、所要の改正を行うものでございます。

概要につきましては、連携経過措置を延長するとともに、連携施設の確保に係る基準を緩和するものでございます。

施行期日は、令和7年4月1日です。

以上で説明を終わります。

○議長（谷口雅人） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

暫時休憩します。

休 憩 午後 3時07分

再 開 午後 3時12分

○議長（谷口雅人） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第30、議案第49号 令和6年度智頭町一般会計補正予算（第9号）の
討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 討論なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

（賛成者起立 10名）

○議長（谷口雅人） 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第31、議案第50号 智頭町消防団条例の一部改正についての討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 討論なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

（賛成者起立 10名）

○議長（谷口雅人） 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第32、議案第51号 智頭町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の全部改正についての討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 討論なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(賛成者起立 10名)

○議長(谷口雅人) 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第33、議案第52号 智頭町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についての討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口雅人) 討論なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(賛成者起立 10名)

○議長(谷口雅人) 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第34、議案第53号 智頭町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についての討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口雅人) 討論なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(賛成者起立 10名)

○議長(谷口雅人) 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第35. 陳情について

○議長(谷口雅人) 日程第35、陳情についてを議題とします。

3月6日の本会議において、所管の常任委員会に付託した陳情について、審査が終了した旨報告がありました。

総務常任委員長に審査結果の報告を求めます。

なお、本日は委員長欠席のため、副委員長に報告を求めます。

6 番、田中賢議員。

○6 番（田中 賢） 総務常任委員会における陳情についての審査結果を報告します。

3 月 6 日の本会議において付託を受けた陳情について、3 月 13 日に委員会を開き、慎重に審査した結果、陳情第 1 号 「最低賃金法の改正と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める陳情書は、「趣旨採択」と決定しました。

陳情第 3 号 裏金問題の徹底解明とパーティー券購入を含む企業・団体献金の禁止を求める陳情は、「趣旨採択」と決定しました。

以上で報告を終わります。

○議長（谷口雅人） 委員長報告は終わりました。

これから、委員長報告に対する質疑並びに討論を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 討論なしと認めます。

以上で、質疑並びに討論を終結し、直ちに採決します。

委員長報告は、陳情第 1 号は、趣旨採択、陳情第 3 号は、趣旨採択です。

お諮りします。

本案は、委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 異議なしと認めます。

よって、本案は、委員長報告のとおり決定しました。

次に、民生常任委員長に審査結果の報告を求めます。

5 番、宮本行雄議員。

○5 番（宮本行雄） 民生常任委員会における陳情についての審査結果を報告します。

3月6日の本会議において付託を受けた陳情について、3月12日に委員会を開き、慎重に審査した結果、陳情第2号 上新見谷川「砂防河川」の流路工等整備の陳情については、「採択」と決定しました。

以上で、報告を終わります。

○議長（谷口雅人） 委員長報告は終わりました。

これから、委員長報告に対する質疑並びに討論を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 討論なしと認めます。

以上で、質疑並びに討論を終結し、直ちに採決します。

委員長報告は、陳情第2号は、採択です。

お諮りします。

本案は、委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 異議なしと認めます。

よって、本案は、委員長報告のとおり決定しました。

日程第36．発議第1号から日程第37．発議第2号まで 2案
一括上程

○議長（谷口雅人） 日程第36、発議第1号 智頭町議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正についてから、日程第37、発議第2号 議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についてまでの2議案を一括して議題とします。

本案については、会議規則第39条第2項の規定によって、趣旨説明を省略したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 異議なしと認めます。

よって、本案については、趣旨説明を省略することに決定しました。

日程第３６、発議第１号 智頭町議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正についての質疑並びに討論を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 討論なしと認めます。

以上で、質疑並びに討論を終結し、直ちに採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第３７、発議第２号 議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についての質疑並びに討論を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 討論なしと認めます。

以上で、質疑並びに討論を終結し、直ちに採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第 38. 閉会中の継続調査の申し出

○議長（谷口雅人） 日程第 38、閉会中の継続調査の申し出を議題とします。

総務常任委員会、民生常任委員会、議会広報広聴常任委員会、議会運営委員会の各委員長から、会議規則第 75 条の規定により、閉会中の継続調査の申し出が出されております。

お諮りします。

各委員長の申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 異議なしと認めます。

よって、各委員長の申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

以上で、本日の会議は全部終了しました。

会議を閉じます。

令和 7 年第 1 回智頭町議会定例会を閉会します。

閉 会 午後 3 時 23 分

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定により次に署名する。

令和 7 年 3 月 1 8 日

智頭町議会議長 谷 口 雅 人

智頭町議会議員 波 多 恵 理 子

智頭町議会議員 岩 本 富 美 男